

Shimane Cultural Fund
2021

2021年度

しまね文化ファンド募集

助成事業

今年度は
一部基準を
変えて助成
します。

地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、
文化財や風土を素材にして
仕立てられる文化事業

芸術文化振興

多様な芸術文化活動の
活性化を目指す文化事業

国際文化交流

国際文化交流の
推進を目指す文化事業

県民のみなさまによる
自主的な文化事業を助成します。

受付期間

前期

2020年
11/9月 ▶ 12/11金 当日消印有効

[事業実施期間] 2021年4月1日~2022年3月31日
[助成決定予定] 2021年2月下旬

後期

2021年
4/26月 ▶ 5/28金 当日消印有効

[事業実施期間] 2021年9月1日~2022年3月31日
[助成決定予定] 2021年7月下旬



県民の皆様が自ら企画し、 主体者となって行う 文化事業を対象とします。

島根県民が
事業の中心であること、
また一般に開放された
事業であることが
前提です。

先駆的、模範的、
実験的、創造的な
文化事業を優先的に
助成します。

※コロナウイルス感染拡大予防対策を講じて実施することを条件とします。詳しくは、県のHPをご覧ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp>

対象団体

○ 島根県内の民間団体（「団体等」という。）
が対象です。

- 法人格の有無は問いませんが、組織および責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体に限ります。
- 営利法人（企業）や公的機関は対象外です。また、それらが実質的な主体者である場合も対象となりません。
- 団体が未発足の場合は、申し込みできません。
- 個人については、全国的な意義と波及効果のある事業に限定します。（必ず事前にご相談ください。）

運営委員会にて助成するに
相応しくない事業、および団体と
判断された場合は助成を行いません。

✕ 次のような事業は助成対象外です。

- 申請団体が自ら出演（出品）せず、鑑賞にとどまる事業。（ゲストを主体とする事業、借用品による展示事業、映画鑑賞会、講演会など）
- 他者が主催する事業に参加するための費用申請（国民文化祭、海外で行う国際文化交流事業は除く）
- 地方公共団体の関わりが強い事業、また学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類
- 営利につながる可能性がある事業（物販活動）、政治や宗教に関する事業
- いわゆる教授所、教室が行う稽古事や温習会、また家元制度的な特定流派が単独で行う事業
- 事業効果が団体構成員にとどまる事業（会員中心の講習会など）
- 特定の企業名などが付いた、いわゆる名称冠事業
- 開催地持ち回りで毎年実施される定期大会など
- スポーツ競技事業
- 飲食を中心とした事業、娯楽的要素が強い事業

助成分野と事業例

ジャンル（文芸、美術、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、民俗芸能、文化財、伝統工芸など）による制限は原則ありません。

1 地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、文化財や
風土を素材にして仕立てられる文化事業

- 例えば
- 地域に残る史跡をテーマにしたシンポジウム
 - 神話をモチーフにした美術や文芸などの公募展
 - 歴史を題材にした演劇や音楽などの公演事業 など。

2 芸術文化振興

多様な芸術文化活動の活性化を
目指す文化事業

- 例えば
- 音楽や演劇、舞踊、美術や書、写真など自分たちの取組みを発表する事業
 - ワークショップなど体験・講習事業
 - 国民文化祭参加のための旅費申請

3 国際文化交流

国際文化交流の推進を目指す文化事業

- 例えば
- 海外から団体を招聘し、合同で行う演奏会や舞台
 - 海外へ赴いて自分達の日頃の活動を発表する自主公演や、体験を目的としたワークショップ事業

これまでの採択事業はHPに年度ごとに掲載しております。
対象事業の目安にしてください。



助成金額

(助成金の算定) =
対象経費の7割以内 **500万円** [上限]

- 助成金額は10万円以上5万円単位で計算します。
- 総事業費が15万円未満の場合はお申込みになりません。
- 他の助成金やクラウドファンディングは、併用できません。但し、備品購入などにそれらを充当する場合、認めることもできます。必ず事前におたずねください。
- 海外渡航事業、国民文化祭参加旅費の助成率は1/2に据え置きます。(総事業費が20万円未満の場合は申請できません。)

主な対象外経費

(※事業費として予算書には記入できません。)

チケット販売手数料、催事保険料、振込手数料、未成年に対する謝金、花束代、楽譜購入費、HPに関する経費、印紙代、記念としての写真・録画経費、当該事業以外に転用できる事務用品費、など。

※コロナ感染拡大予防として来場者用に購入する消毒液・アルコール液(妥当な量)は計上可能。但し、内部で使用する消毒液や、検温器・ゴーグル・サーモカメラなど他の活動にも転用できる備品・消耗品は計上不可。

- 構成員が自ら代表を務める業者等への委託(印刷や賃借等)は原則禁止します。必ず第三者に委託してください。
- 団体構成員の親族・家族等への謝金は対象経費になりません。
- 物品の賃借を、生業としない個人等から行う場合、その賃借料は原則対象となりません。
- 講師謝金は、その妥当性や事業費に占める割合、役割などで判断しますので、全額が対象になるわけではありません。
- 事業によって経費に幅があるため、資金使途を確認したうえで判断します。よって、このほかにも助成対象外となる経費があります。

申請用の予算書に記入できない経費

(※申請団体の自己財源で賄うべき経費とみなします。)

団体の財産になり得る物の購入費、修理・修繕費、申請団体の構成員に対して支払われる経費(★例外あり)、弁当・茶菓代、賞金・賞品代、手土産代、式典経費や慰労会・交流会費、練習経費(場当たり、リハーサル・ゲネプロは除く)、会議費(打合せ経費)、領収書がとれない経費、「予備費」や「消耗品費」など曖昧な経費

【制限や条件など】

制作事業の助成

[上限]
50万円

- 本やCDなどの制作事業の場合、製作費については**50万円を助成額の上限とします**。(単なる記録誌や個人誌など波及効果が低いもの、文化ファンドの趣旨になじまないものは対象外。)

海外で行う「国際文化交流」の基準と対象経費

- 申請団体自らが日頃の文化活動の成果を発表・紹介するもので、一般市民の鑑賞や参加が可能なものを対象とします。
- 分野(音楽や伝統芸能、美術など)が明確で、申請団体にその取組みにおける活動実績があることが条件です。
- 観光や視察に多くの時間を費やすようなものは対象外とします。
- 個人は対象となりません。
- 対象経費は、次の①②に限定します。(見積書が必要です。)

1 事業遂行に必須な
道具類の運搬費

[助成率]
1/2

2 日本～渡航国の
往復航空運賃

[助成率]
1/2
[上限]
100万円

県内移動公演への旅費助成

[旅費の上限]
20万円

地域間交流をバックアップします。

- 申請団体が活動拠点からおよそ50km以上離れて行う公演・ワークショップであること。
- 事業遂行に必須な人員のみとし、事業に参加しない付き添い(保護者)等の経費は対象外。
- 公共交通機関、貸切バス、レンタカーなどに限定。(自家用車使用は対象外)ほか、一定の条件があります。距離計算などは申請団体で行っていただきます。申請される前に、事務局へご相談ください。

助成回数

2021年度は助成回数をカウントしません。
また、5年間の助成休止団体も申請できます。

(国民文化祭参加の旅費助成も回数をカウントしません。)

通常
基準

- 1団体に対し3回まで助成可能としており(参加者公募事業は5回)、最後に助成を受けてから5年を経過すると、あらためて3回まで助成を受けることができるルールです。(申請の都度、審査。)
- 1団体につき前期・後期各1事業まで助成を受けることができます。(助成回数はそれぞれ1回ずつ数えます。)

助成申込から給付までの手順

事前相談は
どんなに早くても
OKです。

※今まで採択を受けたことが無い事業を申し込む場合は、事前にご相談ください。

1 お申し込み

【募集要項の入手方法】

まずは募集要項で提出書類をご確認ください。

- 各市町村窓口、各県民センター、主要な公立文化施設などにも配布しております。
- HPからもダウンロードできます。

【申込書類の入手方法】

- HPからダウンロードしてお使いください。
- 郵送を希望される場合は、電話・メール・FAXにて事務局までご請求ください。

しまね文化ファンド

検索

必要書類をそろえ、事務局へ郵送、
またはお持ちください。

- 提出書類、提出方法については、
4ページをご覧ください。(チェックリスト付き)

2 審議・助成の決定

運営委員会において審議し、決定します。

- 採否の結果は文書でお知らせします。助成決定団体には、決定通知とあわせて助成金給付手続に必要な書類をお送りします。
- 選考の結果、助成を見送らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 採択団体については、ホームページ上で団体名、事業概要、助成決定金額などを公開するほか、情報誌等で紹介することがあります。

3 助成金の給付申請

事業の実施前に決定額の7割を受け取ることができ
ます。詳しくは助成決定時にご案内します。
(ただし、事前給付ができない場合もあります。)

4 事業の実施

作成するポスター、チラシ等に文化ファンド指定のロ
ゴマークと「公益信託しまね文化ファンド助成事業」
の文字を表示してもらいます。

しまね文化ファンド
助成事業

★自分たちの活動を多くの方に知ってもらい波及
効果の高い事業になるよう、SNSなどを活用して
進捗状況などを積極的に発信しましょう!

5 実績報告・助成金の精算給付

事業終了後2カ月以内に実績報告書をご提出いた
だきます。その内容を確認したうえで残額(または全
額)を振り込みます。
実施内容によっては、助成金の減額や助成金の一部
を返還、または助成を取り消すことがあります。
事業実施期間内に事業が完了しなかったとき、また実
績報告書が提出されないときは助成を取り消します。

コロナ感染拡大で事業が遂行できなかった場合
発生した対象経費について、所定の手続きを行えば助成
金の給付を受けることができます。詳しくは事務局にお尋
ねください。

近年の採択状況

年度	申請		採 択		採択率
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
2015年	50	41,650	49	36,500	98.0%
2016年	44	36,620	43	31,250	97.7%
2017年	58	47,490	58	41,500	100.0%
2018年	48	47,660	48	42,700	100.0%
2019年	54	47,425	54	41,100	100.0%
2020年	41	40,220	41	35,500	100.0%
合計(1991年~)	2,159	3,378,631	1,813	1,768,000	84.0%

数値は採択ベースであり、実際の助成額は辞退や減額給付で変更しています。

高い
採択率!

全ての書類を
A4用紙を
縦に使う
作成してください。

提出書類について

①②はHPからダウンロードしてお使いください。①～③の記入例も載せています。

誤字・脱字、計算ミス、書類不足が無いが、全ての書類について必ず確認してください。
不備が多いと審査できず、不採択になることがあります。

提出書類	作成要領・注意点など	提出部数	チェック欄
1 助成申込書 (別記様式1)	● 記入例に沿ってご記入ください。	1部	
2 申請事業計画書 [記入例参照]	● 必ず所定用紙にご記入ください。欄が狭い場合は縦幅を広くしても構いませんが、2枚以内でまとめてください。尚、全欄を別紙に記入し、所定用紙に「別紙参照」とだけ記載しての提出は受けません。 ● [参加者公募事業] の場合は様式が異なります。専用の用紙をお使いください。	1部	
3 収入支出予算書 [作成例参照]	● A4用紙を縦に使い、なるべく1枚に収まるように作成してください。 ● 千円や万円単位に切り上げず、1円単位で作成してください。 ● 見積書がある場合はコピー(縮小も可)も添付してください。 ● できるだけエクセルで作成してください。	2部	
4 団体の会則	● 会則や定款。 ● 会則に該当する資料が無い場合、HPに掲載の「団体紹介資料」を参考に作成してください。	2部	
5 会員名簿	● 住所は町村名まで記載し、担当(役割)があれば記入してください。 ● 会員が多く全員の記載が難しい場合は、主要な会員(役員・経理担当者等)を中心に作成してください。 ● 実行委員会の場合は、会員の所属団体等もご記入ください。	2部	
6 過去の活動記録 (A4用紙1枚程度で)	● 活動実績がある団体は必ず作成してください。特に、申請事業と同様の活動は必ず記入しておいてください。(記入必要事項:事業名、実施日、会場など。年表形式で可。) ● 活動数が多い場合は、近年の主要な活動を抜粋してください。 ● チラシやプログラム、新聞記事(掲載日を付記)などで直近のものを、参考資料として2点程度添付してください。(大量提出は不要。)	2部	
7 その他の添付書類	● 海外渡航事業の場合、相手側の受入を証明する書類(招聘状)や旅程表など。(申請時に提出できない時はお知らせください。)	1部	

お願い

- 申請書類は審査資料としてコピーしますので、袋とじやホチキス留めせず(クリップ等使用)ご提出ください。
- 不備不足が無いが、必ず複数名の目を通し確認してください。(不備についての責任は全て代表者に帰するものと考えます。)
- ③～⑦の書類上部には、必ず「団体名」を記入しておいてください。
- 提出書類の控えをとり、お手元で保管しておいてください。(ヒアリングで必要になります。)

提出方法

- ①事務局に持ち込む
⇒ 締切日の17時までに事務局に直接持参してください。(住所は5ページ参照)
- ②郵送する
⇒ 簡易書留扱いでお送りください。当日消印まで有効です。(締切日が近い場合は速達)
※「島根県民会館」では受理できません。

公益信託しまね文化ファンド設定趣意書

近年、わが国の経済力は、国際社会の中において大きな位置を占めるに至り、経済協力など多方面で「日本の役割」が注目され、海外でも日本文化に対する関心も高まりつつあります。また、国内では、安定成長時代が定着していく中で、ようやく、環境・文化・教育といった身のまわりの豊かさを見つめ直す時代が到来してきたともいえます。

そして、わが島根県の特色は、豊かで恵まれた自然や、歴史に育まれた個性ある生活文化が、今も息づいていることです。

自然環境保護・文化振興は国際的にも今日的な重要課題であり、郷土島根においてもこれらを一層推進していくことが、県民一人一人の真の豊かさにつながっていくことと確信いたします。

私共は、こうした時代的要請に対応するため、とりわけ文化

の振興に主眼をおき「公益信託しまね文化ファンド」を発足させることにしました。

本ファンドは、「22世紀を展望し、行政と民間が一体となり（民間資金も受け入れる開かれたファンド）、文化を担う人づくりを図り、地域の活性化を促進する。」を基本イメージとし、効率的運用を図るものです。

この「開かれたファンド」は日本一のファンドであります。皆様のご理解をいただきながら、運営にも県民が参画し、より大きなファンドに育て上げていくことが大切です。

そして、将来の我々の子孫が島根に愛着と誇りをもって暮らせるよう、歴史と先進性が共生し、悠々として雄大な「しまね文化」を創造していきたいと考えます。

制度のあらまし

公益信託は委託者がその資金を特定の公益目的に役立てるため、信託銀行に委託し、信託銀行は資金の管理運用に当たると共に、運営委員会の意見に基づいて、助成金の決定・給付など信託目的の実現に必要な事務を行う制度です。しまね文化ファンドは、委託者を島根県、受託者を三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行）として、1991年8月に「日本最大の文化ファンド」として発足しました。

受託業務の適切な運営の確保については、信託管理人が置かれ、信託法等による義務のほか、主務官庁である島根県の監督を受けます。

- 信託財産 16億円（2020年3月末現在）
- 信託管理人 玉串 和代
- 運営委員会 専門家・有識者等により構成

寄付を受け入れております。 ～開かれたファンド～

しまね文化ファンドは島根県が拠出した22億円（全国最大規模）を信託財産に管理運用されていますが、より大きなファンドを育てるため、皆様より寄付をお願いしております。ご賛同をお待ちしております。詳しくは、しまね文化ファンド事務局までお尋ねください。



お申し込み・お問い合わせ・書類提出先

公益信託しまね文化ファンド事務局



担当：前島

～しまね文化ファンド事務局について～

・申請書作成から事業後の手続き終了までサポートします。このほか、文化系の助成金や県内文化団体に関する情報提供、事業企画などの相談も承っております。お気軽にお電話ください。

TEL : 0852-22-5500 FAX : 0852-22-6412

E-mail : fund-shimane@kni.biglobe.ne.jp

・しまね文化ファンドの情報は下記ホームページにてご覧いただけます。助成申込書もダウンロードできます。

しまね文化ファンド



検索

URL <http://www.cul-shimane.jp/zaidan/> または

URL http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/shinkou/jyosei_jigyo/bunkafund/

島根の文化情報を発信しております。

【郵送される場合】（※申込書類は簡易書留で）

〒690-8501 松江市殿町1番地 文化国際課
「しまね文化ファンド事務局」前島 宛

【事務局に持参される場合】（事務局所在地）

島根県庁 東庁舎3階「文化国際課」までお持ちください。

受託者

三菱UFJ信託銀行株式会社

リテール受託業務部 公益信託課

〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16

TEL 0120-622-372（フリーダイヤル受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

委託者

島根県 環境生活部文化国際課 文化振興室